

令和7年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和7年1月31日 午前10時30分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまから令和7年第1回川本町議会臨時会を開会します。
々	ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	それでは、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番中平議員、4番本山議員を指名します。
々	日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。
々	よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
々	日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。
番外 野坂町長	おはようございます。本日、令和7年第1回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。昨年末、国において、エネルギーや食料品などの価格高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実状に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設されました。つきましては、この交付金を活用し町民の皆様の生活を守り、事業者の方々の経営が安定化するように、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担の軽減及び生活者や事業者の支援に向けて補正予算案を取りまとめ、今議会に提案しております。また、全員協

番外
野坂町長

議会においてご説明いたしました、因原地区内水排除対策事業及びかわもと音戯館温水プールの天井改修工事につきましては、着手が遅れたことに加えて、この段に至り、物価高騰等の影響に伴い、事業費が増嵩する見通しとなったことから補正予算をお願いするものでございます。いずれの事業とも町民の皆様生命や安全に関わる重要な取り組みでありながら、このような事態を招いてしまいましたことは、担当する職員による住民福祉に向けた意識の欠如、実施に向けた計画性の不足、監督者による不十分な管理体制が要因にあり、議会の皆様、町民の皆様に対しまして深くお詫びを申し上げます。こうした現状を職員全員が真摯に受け止め、今後、再発防止に向け業務改善に向けた取り組みを着実に進めてまいりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

本日、ご提案申し上げます案件は、補正予算案件1件、その他案件2件でございます。議員の皆様には何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

次に、日程第4、「議案第1号、令和6年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題とします。

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長

それでは、「議案第1号、令和6年度川本町一般会計補正予算（第6号）」について、説明いたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ56,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,551,404千円とするものです。今回の補正の主なものは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものなどでございます。

補正の内容につきましては10ページ、下段の歳出をご覧ください。

3款、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業、7款、商工費の物価高騰対応支援商品券事業、及びエネルギー・資材等物価高騰対策支援補助金につきましては、後ほど資料で説明いたします。なお、これらに伴い、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を補正しております。

次に、かわもとおとぎ館改修工事につきましては、このたび設計を見直したことに伴う、工事費及び休業補償等を補正するものです。

次に、消防費の因原地区内水排除施設拡張事業につきましては、設計により、設計委託費及び工事費を増やす必要が生じたので補正するものです。なお、これに伴い、町債の緊急自然災害防止事業債を補正しております。

番外瀬上総
務財政課長

次に、上段の歳入をご覧ください。歳出の説明に併せて、連動する歳入の補正を説明いたしましたので、その他について説明いたします。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、ここで今回の補正予算の財源不足を調整しております。

次のページをご覧ください。

上段、第2表 地方債の補正につきましては、この度の補正による本年度の地方債の限度額は924,627千円と見込んでおります。

次に、基金の状況につきましては、この度の補正による年度末の基金残高は、2,126,688千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の全体像について説明させていただきます。

1、背景としまして、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に重点支援地方交付金の追加が盛り込まれ、国の令和6年度補正予算が昨年12月17日に成立しております。

2. 概要につきましては、(1) 低所得世帯支援枠等として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、「物価高騰対応重点支援給付金事業」に取り組むこと、とされております。詳細は後ほど説明いたします。

(2) 推奨事業メニューが、町独自の取り組みとなります。交付限度額は24,661千円。算定は人口、物価上昇率、財政力等を基礎として計算されております。表には推奨事業メニューについて、上段が国が示したメニュー、下段が、それを踏まえて、町が取り組む支援の考え方を整理し、「物価高騰対応支援商品券事業」と「エネルギー・資材等物価高騰対策支援補助金」、この二つの事業に取り組みます。

次のページをご覧ください。

ここから、個別の事業について説明します。

物価高騰対応重点支援給付金につきましては、所管は「健康福祉課」となります。

まず、1の背景はご覧のとおりです。国から取り組むこととされた住民税非課税世帯への給付金による支援を行います。

2、概要につきましては、支給対象者は令和6年度住民税非課税世帯で、対象世帯数は560世帯を見込んでおります。支給額は1世帯あたり、現金3万円を口座振込でお渡しします。なお、支給対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる子育て世帯には、子ども1人あたり現金2万円を加算します。対象子ども数は50人を見込んでおります。その下に※1として、基準日は令和6年12月13日に町に住民登録のある世帯。※2として、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除かれます。

番外瀬上総
務財政課長

給付までの流れですが、(1) 町から対象者へ確認申請書を送付します。これは2月上旬発送を予定しております。(2) 対象者から町へ確認申請書の提出をしていただきます。その後、対象者へ給付となります。順調にいけば、2月末から順次給付見込みとなっております。

3、予算額につきましては、下段の歳出は世帯への給付金が17,800千円、給付に係る事務(費)が640千円、総額で18,440千円を見込んでおります。歳入は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち低所得世帯支援枠を同額の18,440千円見込んでおります。以上が、物価高騰対応重点支援給付金についてです。

次のページをご覧ください。

物価高騰対応商品券事業につきまして、所管は「産業振興課」となります。

まず、1の背景はご覧のとおりです。町内で利用できる商品券を配布することで、消費の下支えによる生活者支援に取り組むと共に、町内消費の拡大を図ります。

2、概要につきまして、対象は令和7年1月1日現在で住民基本台帳に記載されている町民全員です。配布額は、1人あたり5,000円の川本町商工会商品券。配布時期は、令和7年3月中旬から順次発送し、有効期限は令和7年8月31日としております。事務業務として、商工会に商品券の印刷等を業務委託し、町が対象者に発送します。その次に、過去の類似補助事業実績として、これまでコロナ交付金等を財源に実施した事業を示しておりますのでご覧ください。

3、予算額につきまして、下段の歳出は、物価高騰対応商品券事業業務商工会委託料が15,823千円。この中に、商品券換金原資や商品券印刷製本、事務費などを見込んでおります。商品券発送事務費は町が執行する予算で、配布用の封筒の調達や発送手数料です。歳入は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニューを同額の16,581千円を見込んでおります。以上が、物価高騰対応商品券事業についてとなります。

次のページをご覧ください。

エネルギー・資材等物価高騰対策支援事業補助金につきまして、所管課は「産業振興課」となります。

まず、1の背景はご覧のとおりで、町内事業者の負担軽減及び安定的な事業継続を図ります。

2、概要につきまして、対象は町内事業者、農林漁業者、医療・介護・福祉等施設運営者である個人又は法人となります。コメ印(※)として、令和5年度に実施した類似の事業では、対象個人事業者を青色申告者に限定しましたが、幅広く支援するため対象を拡大し(正:拡充)白色、青色の別は問わないこととしております。なお、農業者の個人は確定申告による農業収入が50万円以上とし

番外瀬上総務財政課長 しております。補助額は、個人20,000円、法人50,000円です。申請方法は、申請書に確定申告書の写しを添付して申請いただきます。申請期間は、令和7年2月中旬から3月19日までです。その次に、過去の類似補助事業実績を示しておりますのでご覧ください。

3、予算額につきまして、下段の歳出は、物価高騰対策事業補助金として、個人事業者を194件、法人を83件見込み、事業費と合わせて8,030千円見込んでおります。歳入は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニューを同額の8,080千円を見込んでおります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。
質疑はありませんか。6番木村議員。

6番 木村議員 15ページの産業振興課の担当で言われました、エネルギー・資材等物価高騰対策支援事業補助金についてお尋ねします。対象者の関係でですね、農業者の個人は確定時における農業収入50万円以上、農林水産省で販売農家の基準ということを定義されておりますけど、この販売農家について教えてください。

議長 番外名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 販売農家についてのお尋ねがありました。こちらの農業センサスの方で、そういう区分けがしておりまして、販売農家と自給的農家というような区分けがございまして、農業収入の方が50万以上ある方っていうのが、販売農家にあたるものでして、現在うちの方で見込んで68件の方を見込んでおります。以上です。

議長 6番木村議員。

6番 木村議員 今回の課長が言われました販売農家の基準ということについて詳しく教えてくださいんですけど、農林水産省の用語辞典によりますとですね、農林水産省の販売農家は、経営耕地面積30アール以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家ということになっております。今ここに書いてあります販売農家基準とするならば、30アールも対象というふうに考え

6 番 木村議員 議 長	<p>られますがいかがでしょう。</p> <p>番外名原産業振興課長。</p>
番外名原産 業振興課長	<p>すいません、今、うちの担当課の方で考えてるのはですね、収入ベースで ということで50万以上ある方というふうな線引きの方を考えております。 以上です。</p>
議 長	<p>6 番木村議員。</p>
6 番 木村議員	<p>その50万、なぜ50万なのかということを知りたいんです。今の他ので すね、農林水産省の農家の関係から言いますと、先ほど課長がおっしゃいま したように、その他農業者と販売農家の定義としてですね、言われましたよ うに、単に農家ですね、農家というのは10アール以上で15万円以上です ね。それから自給化（正：自給的）農家かというのがありますね。これは、 30アール未満で50万未満の農家というふうに記されております。なぜ5 0万なのか。各々本町の販売農家は様々いらっしゃいますが、どこで線引き して、どこで50万という、この定義されたかについてお尋ねします。</p>
議 長	<p>番外名原産業振興課長。</p>
番外名原産 業振興課長	<p>今までいろいろとですね事業の方を行ってまいりましたけども、大体申告 ベースの方で線引きの方をしておりましたので、前回も白と青ということで 線引きして、なかなか対象にならなかったという方がいらっしゃいましたの で、であるならばもうちょっと広く支援が行き渡るように、この収入ベー スでですねみようということで、この農業センサスの方で、そういった分け の方ございましたので、こちらでやると68件ぐらいの方がですね支援が行 き渡るということで、この収入ベースで検討の方をさせていただきました。 以上です。</p>
議 長	<p>他ありませんか。3 番中平議員。</p>
3 番 中平議員	<p>資料を見ますと前回は青色申告に限定したものを、今回、白色・青色の別 は問わないというふうに書いてある理由に、白色申告者も多く見られたこと からとなっておりますが、どのぐらい見込まれておられますか。</p>

議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産業振興課長	今、白色どのぐらい見込まれてるとかということで、前回の令和5年の実績でいいますと、大体124件町内の住所の方ですね、青色の申告、区別なしでいいますと124件おられますので、大体それが94件やられましたので30件ぐらいの方がですね、今回支援の方は行き渡るのではないかというふうに考えております。以上です。
議 長	3番中平議員。
3番中平議員	当然こういう、前は青色にされた理由があったと思うんですが、当時青色にされた理由というのは特別ありますか。それと、こういう、前はこうで今回こうだっということが、国等の協議の中で認められておるものですか。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産業振興課長	まず、なぜ青に最初限定したかということでしたけれども、前回。やはりいろいろな実態のない事業者とかもいろいろおられる場合がございますので、やっぱりある一定のですね事業を営んでるっていうこと。この担保するというのであれば青色であろうということで、前回判断した次第でございます。以上です。
議 長	番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上総務財政課長	先ほど対象者を絞り込むこと、国の方はどうかというご質問でございました。推奨事業メニューにつきましては、町の方に委ねられております。対象者についてはこちらの方で決定してもよいということになりますので、そこについては大丈夫です。
議 長	4番本山議員。
4番本山議員	先ほど全協ではお話をしたんですけども、一応本会議でも一応、先ほどの内水そしてプールの天井修理のことについて、ちょっと意見を言わせていただきたい。「議案に集中してください」議長の声) はい、議案について。この補正はですね、住民の皆さんの生活に直結するもので、反対するものではございませんけども、先ほど担当者の規定の処分とかいろいろございまし

4番
本山議員 たけども、やはりですね、個人のミスに帰結されるのではなくて、組織の仕組みとして、十分に機能していただきたいということだけ言わせていただきます。

議長 他ありませんか。
(「・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより、討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許可します。
討論はありませんか。
(「・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
「議案第1号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。
よって、「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

々 日程第5、「議案第2号、工事請負変更契約の締結について《令和6年度しまね定住推進住宅整備支援事業 因原地区定住促進住宅建設工事（5・6・7・8号棟）》」の件を議題とします。執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「議案第2号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明いたします。
本議案は、令和6年度しまね定住推進住宅整備支援事業 因原地区定住促進住宅建設工事（5・6・7・8号棟）について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現契約額は115,610,000円。変更後の額は114,147,000円。1,463,000円の減額です。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、株式会社 江ノ川開発です。

次のページをご覧ください。

番外伊藤まちづくり推進課長	主な変更内容は、外構工事のフェンス基礎をコンクリートブロック基礎から独立基礎に変更したことによるものとなります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番高良議員。
5番高良議員	議会運営委員会の時に説明されておるのかもしれませんが、私がちょっと一身上の都合におきましておりませんでしたので改めてお伺いしますが、この1,453,000円(正:1,463,000円)の減額は何が、なぜ減額になったのかを教えてください。
議 長	番外伊藤まちづくり推進課長。
番外伊藤まちづくり推進課長	主な変更理由としましては、資料2ページの方でございます、外構フェンスの基礎工事をコンクリートブロックから独立基礎に変えたものが減額の理由となっております。これに至ります理由としましては、当初予定しておりましたコンクリートブロック基礎を施工するにあたり、11月のところで想定外の職人不足という状況の協議がございまして、こちらの方で基本的にはですね、もちろん当初設計のとおり施行したいという思いがありましたので、その中で、職人不足のところの状況をですね、こちらの私ども建築、設計に関する専門的知識がございませんので、設計監理を委託しております新興建設コンサルタントの建築士の方、もちろん監督もしていただいておりますので、こちらの方に相談をして状況を確認したところ、やはり当初の工期1月末、4月入居という予定の中で、もしかすればですね工期が延びてしまうというリスク、天候不良等も想定しながら、ご意見いただきました。その中でですね、それじゃ何か他に方法がないかなというところで、設計担当していただいている方とも相談しながらですね選定した、これが独立基礎になったと、こういった経緯の中で、かつですね、費用の方もですねやはり当初より増額にならないということを意識しながら、かつ安全安心な部分を想定したところでの工法選定をして、独立基礎に変更した、これに伴う減額でございます。
議 長	5番高良議員。
5番	今の説明を聞くと、要は主たる原因は職人不足ということなんですが、こ

高良議員 これは業者と変更理由、変更協議というのをされたと思うんですが、その時に業者がどの程度までその職人さんを探されたかというような、詳しい話もされたんでしょうか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま ちょっと私が直接その場で協議しておりませんで、どの程度までそののちづくり推 ところを詰めたかということは詳細、私もここでは把握できておりませんが、進課長 もちろん業者、施工業者だけの言い分ではいけませんので、先ほど申しましたように、設計管理、監督をお願いしております建築士、新興建設コンサルタントの建築士にも意見を聞きながら、今回の選択を、もちろんですね高良議員の言われるように、業者の言いなりという形ではなくてですね、なるべく当初設計を目指す形の中で、慎重に判断をさせていただいたというところでございます。

議 長 5 番高良議員。

5 番 担当の方がおられるんで、課長さんどこまでに承知されておるのか分かり高良議員 ません。新興建設さんが実際の施工、実質的な管理をされたということですが、私もこういう業界にありましたもので、30年現場の施工管理をやってきましたが、その中でまず私は土木が専門ですが建築もやってはきましたけども、建築の現場というのは分離発注、或いは業種別の発注というのが普通の一般的な形態であって、そういう中においては必ずしも町内業者にこだわる必要はなく町外から呼んできても、いくらでも大元が施工管理、工程管理を持っておれば呼んで下請け通知を出し呼んでくれるというのが、この業界の常識です。その中で今話を聞くと、当初設計は建築ブロックを積むのがあったのが、埋め込み型の基礎ブロックに変わったということであれば、この職人さんというのは左官さんであろうと想像はつくわけですが、まずこの左官の数が確かに現況には減っておりますが、全くいないというわけでもありません。この町内においても個人の左官さんもおられます。そういうことを考えるとどうも協議された業者の方、あるいは担当者の方の知識があったかかないかまではここではわかりませんが、そういうのをトータル的に考えますと、どうもそういう当初の設計どおりに施工するような努力をされた跡がなかなか見えないと思うのが私であります。その辺のこれは、ここでどうこう言ってもならないと思いますが、課長さんも詳しくはわからないと言われましたので、これ以上聞くことは、本当に申し訳ないとは思いますが、他の例

5 番
高良議員 えば外構工事以外のところについてはそういう協議はなかったんでしょうか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長 外構工事以外についてはそのような、工事の中でですね、定期的にこれ協議するときには、うちの担当者と係長、それから施工業者 江ノ川開発様だけでやることは少なくてですね、定期的にこれ必ず新興建設コンサルタントの方に、建築士の方に入っていた形でやっております。これは先ほど高良議員ご意見ありましたように、高良議員と比べると私どもどうしても専門的な知識がございませんので、委託という形で建築士の方に入っていますので、その中でしっかり話をして、細かいことについては処理をこれ以外のことについても、処理をしてきたということでございます。本当に繰り返しになりますが、うちの担当者は私も含めてですね、担当者と施工業者がですね、やはりこう意見言いますと先ほどのね左官が本当におるんかおらんのか、そういった話もこれ相手業者の言いなりになります。私はそれはちょっと違うなと思ってますので、そこは第三者といいますか、本当に専門的な客観的な判断をいただける、そのためにコンサルに設計委託しておりますんでね、そちらの方にしっかり聞いた上で、またですね県央県土にもですね、ご存知と思いますが建築士がおって、今回も建築確認取っておりますので、こちらにもですね、また客観的な意見も聞きながら、あらゆる場面でこのことに限らずですね、こちらの思いで施工していくという、発注者として、しっかり意見を持って施工していくということでございます。特に今回は、結果的にはですね、積雪の方も思ったほどではなかった。ちょうど正月時分だったということもあり、これ11月にあったときに、今年雪降るんじゃないかなみたいな、私どもの何となくの世間のお話の中からですねありまして、その中でどうしてもこの1月末という工期に向けてですね、工事を終了したいと、しっかりと工事を終了し、一定の期間をおいた中でですね、新たな入居者を迎えたいと。その中で苦渋とまでは言いませんが、工期と当初の設計施工方法を、また新たな今回提案させて今回指示を出した、指示をもうすでに出しておりますので、指示を出したブロック基礎というものの比較をしながらですね、今回はこのような選択をして指示を出させていただいたということになっております。

議 長 他ありませんか。6番木村議員。

6番 再度今ちょっと課長の確認させていただきたいんですけど、施工業者コン
木村議員 サル建設士、施工管理士等の関係の当然ながら管理監督のもとに施工された
ということですけど、安全性の問題ですね、私も現地見させていただきました。
確かに工事的にですね違うなということと、若干当たたらぶれるなと
いうところもあります。また、ネットと下の間の間隔が空いてるところも
あります。他の住宅の方見ますと、皆さん子どもさんが当然ながら入ら
れることもあろうかと思えます。すぐには県道です。ですから、そこらの強
度の問題、それから安全性の問題について、どのように確認されたかお尋ね
します。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま 設計段階ではもちろんこれ既成のものを使っておりますので、この商品に
ちづくり推 関する製品に関する安全性というのは、そのところで確認をし、これももち
進課長 ろん設計を委託してる業者の者がそこを確認をして、設計変更をしておりま
す。施工に関する安全性については、私も先日、これはもうまだ工期終わっ
ておりませんが検査しておりませんが、途中のところ、今回の変更がござ
いまして現地に行きました。ちょうど天気も悪い日でしたけども、設計のと
ころでは施工されております。あとは竣工の段階で、木村議員言われたよう
に、安全性が確認できないものについては、もちろん検査を通すわけにいき
ませんので、そこはですね議会運営委員会の中でもございましたが、しっか
りと検査して、安全な形で入居いただけるような体制をとっていきたいと考
えております。

議 長 6番木村議員。

6番 その時の検査によってですね、瑕疵等に認められた場合には、当然ながら、
木村議員 やり直し工事等のことも考えられますが、いかがですか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま もうそれはもちろん、こちらもちょうど契約しておりますので検査のところ
ちづくり推 かりと確認して、瑕疵があれば修正工事をしていただくと、こういったこと
進課長 になるかと思えます。

議 長 よろしいですか。

議 長 他ありませんか。2番杉本議員。

2番 杉本議員 検査はこれからというところであるということでお聞きしましたが、この検査をするスタッフといいたいでしょうか、どういった面々が検査をされる予定であるかのということ。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 検査員の方は私が務めさせていただきます。それから、監督員をした担当者、それから総括監督員をした補佐が検査に行きます。もちろんですね、先ほど、どういいますかお話出ておりましたが、設計管理、監督をした新興建設コンサルタントの建築士、これが立ち会います。それから施工業者が来て検査をするということになりますし、実はですね事前に島根県のもので、建築確認申請をとっております。この検査もありますし、これ県の補助金も入っておりますので、県の検査もこれは別途行われるということでありまして、建築確認検査は、うちの検査の前にやっていただいて、その検査結果は私も頭に入れながらですね、検査をしていきたいと考えております。

議 長 2番杉本議員。

2番 杉本議員 私も定住促進住宅建設ということに携わったことがあるんですけども、やはり一番の問題が、建設・建築についてですね、知識を持った人間が職員にいないというのが、非常にこれネックであるというふうに思っています。外構工事等々のこともあったので、私必ず地域整備課の職員も同行していただいて、検査をしたということもあります。今回もですね、私ちょっと写真でないと見てないんですけども、やっぱ隙間隠しがないので、隙間隠しているのはの2メートル2メートル間のブロックの間がもう空いているという状況があつてですね、これ強度的にも非常にどうなのかなということもあります。しっかりとしたですね検査をしていただいて、見栄えの問題ももちろんあると私は思っていて、あんまり格好のいいものではない状況にあるというふうに思っています。そこら辺もしっかり見ていただいてですね、悪いところはしっかり直すということをお願いしたいと思います。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま まず、検査体制については、ご意見のありました土木の部分もありますの

ちづくり推
進課長

で、地域整備課の方にも参加いただいてですね、しっかりと見させていただきたいと思います。今回の変更につきましてはですね、工期との兼ね合いの中で、もちろんしっかりと安心が担保できる、基準に応じたものにはなっております。見栄えの点のところは、ここは当初とは違った形になっておりますが、しっかりとですね、4月に家族の方がですね、安心して入れるようなところで本当に工期との兼ね合いの中でこういった判断をさせていただいたところがございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願います。

議 長

他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許可します。
討論はありませんか。5番高良議員。

5番
高良議員

まず、私はこの案件に対して反対の立場からの討論を行います。先ほども質疑を行いました、この建築工事を、すいません、建築工事にとどまらず、すべての工事を請負うということは、これは同時に責任施工の義務を負うこととなります。これは建築に必要な工種工程の、工種工程たくさんあるわけで、その中の調整を、管理をし工期を守ること。また工作物の性能を担保するというところでございます。この因原地区定住促進住宅建設工事においては、先ほど聞いたところ、その職人がいないので、当初予定のブロックの基礎が施工できないので埋め込み型の基礎としたということでございました。建築工事というのが、先ほども申してましたように土木工事と一緒になんです、一つの受注した業者が一社において最初から最後まで施工する必要は全くございません。工種において各々を下請けに発注して、トータルで仕上げるのが常でございます。そういうことから鑑みまして先ほども言いましたけども、それを構築する職人さんがいないという話であれば、その職人を持つ会社、あるいは個人でもいくらでも雇用契約を結べばできるわけですから、そういうところを探して発注する。町内に居ないのであれば、おられないということであれば、町外であろうが県外であろうが、どっから呼んできても、この管理という面において、元請が責任を持つ場合においては、下請けに発注することができます。そのような形の業界の中で、それができなかったというのは、その職人さんを探す努力が足りなかったのではないかと、私の経

5番
高良議員

験上思われます。そのようなことを考えると、この変更契約は一点こういう面で施工という面でも成り立たないのではないかと考えます。またもう一点、議会運営委員会には私はいませんでした。そのあとの局長からの説明を受けて、現地を見させていただきました。するとこの定住促進住宅は入居要件が、子どもさんがおられる方、あるいは将来に子どもを持たれる可能性のある方を対象としています。そうすると子どもさんがおられるということは、外で当然、子どもは遊びます。その時のおもちゃが今の状態では、自宅の敷地の中から隣の敷地へ出ていってしまう。要は境界に何も無いという、地面からフェンスまでの間の空間があって、そこを歩いて隣の敷地へ行ってしまうという状況です。そうすれば、そのたびにその物を取りに表を回って取りに行くというような、非常に不便な状態になります。また、道路に面した側は、地盤が道路が低い関係上下がっておりまして、通常の当初の設計通りの基礎であれば、下にブロックを継ぎ足して行けば幾らでも高くできるわけですが、埋め込み型はそうはいきません。フェンスは斜めに設置できませんので、どうしても下の基礎ブロックを上を持ち上げるという形になります。ひどいところでは、道路に対して20数センチの隙間があります。これは子どもが例えばボール遊びをする、おもちゃで車のついたようにおもちゃで遊ぶときに、その下をそのものが通って道路に出た場合は、それを追いかけて子どもが道路に出て、事故に遭うという可能性も考えられます。人が住む建築という住宅という建物は、そこに住む人の快適性・安全性、これを担保する必要が求められます。そういう面でこの建物は、性能を満たしていないように、私は考えます。以上のようなことから、この案件は変更契約の前に、町の発注規格を満たす製品の納入を、請負業者に求めることが本筋だと考え、この議案には反対し、この討論をいたします。以上でございます。

議 長

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「・・・・」)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は挙手により行います。

「議案第2号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「少数」であります。

よって、「議案第2号」は、「否決」されました。

議 長 次に、日程第6、「議案第3号、邑智郡総合事務組合同規約の変更について」の件を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町 「議案第3号、邑智郡総合事務組合同規約の変更について」、ご説明いたします。
民生活課長

本議案は、邑智郡総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4ページの「邑智郡総合事務組合同規約の変更を必要とする理由」をご覧ください。

変更理由ですが、邑智郡総合事務組合、以下「組合」と申しますが、この組合は、地方自治法に基づき川本町、美郷町及び邑南町の3町により組織し、邑智郡の振興に関わる広域的な事業、住民基本台帳や税等の電算処理、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理、並びに介護保険法に基づく介護保険事業に関する事務を共同処理しています。

組合が管理運営する、し尿処理施設「志谷苑」は、平成9年の施設稼働後26年が経過したことから、構成町により協議の上、老朽化に伴う施設の機器更新等の基幹的施設整備を行うこととしました。

これに伴い、整備に関わる構成町の負担割合について、組合同規約別表に追加する必要があるためです。あわせて、平成22年度に整備を終えて、借入の償還を完了した焼却処理施設基幹整備費の記載を別表から削除するため、組合同規約の一部を変更するものです。

施行日については、令和7年4月1日としております。

主な改正箇所について、まず2ページの新旧対照表をご覧ください。

左側、改正後の欄、第3項第2号として、基幹整備費の負担割合を新たに追加しております。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、3ページの新旧対照表の右側、現行の欄、第4項（正：第3項）の第2号の焼却処理施設基幹整備費に関わる負担割合については、すでに事業を終了し、起債の償還を終えたため、今回の改正に合わせて規約別表から削除いたします。

それでは、し尿処理施設「志谷苑」基幹改修整備に係る構成町負担割合について、5ページの参考資料で説明いたします。

この資料は、昨年12月25日に開催された、組合同議会全員協議会において示されたものです。

まず、基幹改修計画の概要につきましては、1項目めに記載しておりますが、事業費は令和7年度と令和8年度の2か年合計で、総事業費1,076,

番外櫻本町
民生活課長

900千円となります。工事内容は、屋根防水施工、設備等の省電力化・処理能力スケールダウン、ポンプ移設等浸水対策となります。事業スケジュールは、令和7年度に設計を行った後に一部工事に着手し、本格的には令和8年度に改修工事を行い、令和9年度から供用開始の予定です。

次に、負担割合について、2項目めの負担割合の方針をご覧ください。

組合規約により、施設整備における負担割合は、その整備の都度決定されることとなっており、現在、し尿処理施設の整備に関しては、その記載がないことから、令和7年度からの改修を見込み、令和6年度中に新たに負担割合を決定し、規約に追加する必要があります。

(3)に、負担割合決定における基本的な考え方を示しております。まず、今回の整備は、基幹改修工事であるため、負担割合を決定するにあたり、平成9年の建設当初の負担割合を基礎とします。また、改修工事であることから、建設時の負担割合と大きく乖離しないことも考慮します。建設当初の負担割合は均等割20%、人口割20%、搬入実績割60%でありましたので、これを基準とします。まず、搬入実績割ですが、これは志谷苑の建設当時に、将来の実績の変化を見越し、最も大きな割合として採用されたものであります。実際に、平成10年に美郷町、平成11年に邑南町で公共下水事業が開始されたこと、これに加えて農業集落排水も公共下水施設に搬入されることから、志谷苑への搬入が大きく減少しております。この大きな変化を反映する割合として、当初設定を維持し60%とし、令和5年度の計量に基づく搬入実績割を根拠とします。

次に、均等割につきましては、建設当初は市町村合併前の邑智郡7町村、桜江町を除くと6町村でしたが、この後の市町村合併を考慮された、平成23年、令和4年に供用開始したごみ処理施設等の負担割合をもとにすることが適当であり、今回の基幹改修においても同様に均等割10%とし、残る人口割を30%とします。なお、人口割については、自治体規模を反映させる全人口を基本とし、その算定根拠は、前回、令和4年度のごみ処理施設最終処分場の負担割合算出を参考に、直近の令和2年国勢調査人口とします。

以上のことをまとめたものが、(4)負担割合の表でございます。

最後に3項目めの、負担金割合及び見込額について表に記載しております。負担金の総額は、総事業費から国庫交付金を差し引いた747,200千円として算定したところ、記載の通りの負担額となり、本町分の負担割合は26.09%と見込んでおります。ちなみに、平成9年の建設当初と比較すると、負担割合が4.48%増となります。これは先ほども述べましたが、搬入実績割合において、美郷町、邑南町が公共下水事業を実施されたことに伴い、公共下水事業を実施していない川本町の志谷苑への搬入割合が相対的に

番外櫻本町
民生活課長 増加したことが影響しております。この町負担金の財源については、地方債の借入れを予定しておりますが、交付税措置7割と、最も有利な起債である過疎債は、近年、全国的に配分割合が低く、全額を確保することが困難であるため、組合が交付税措置5割の一般廃棄物処理事業債を借り入れることにより、確実な地方債の確保を行いたいとの考えであります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 　　これより質疑を行います。
　　質疑はありませんか。
　　(「ありません」の声あり)
　　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 　　これより討論を行います。
　　まず、原案に反対者の発言を許可します。
　　討論はありませんか。
　　(「ありません」の声あり)
　　討論なしと認めます。討論を終結します。

々 　　これより採決に入ります。
　　この採決は挙手により行います。
　　「議案第3号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 　　挙手「全員」であります。
　　よって、「議案第3号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 　　以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本会議を閉じます。

々 　　これをもちまして、令和7年第1回川本町議会臨時会を閉会します。
　　お疲れさんでした。

(午前11時27分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員